

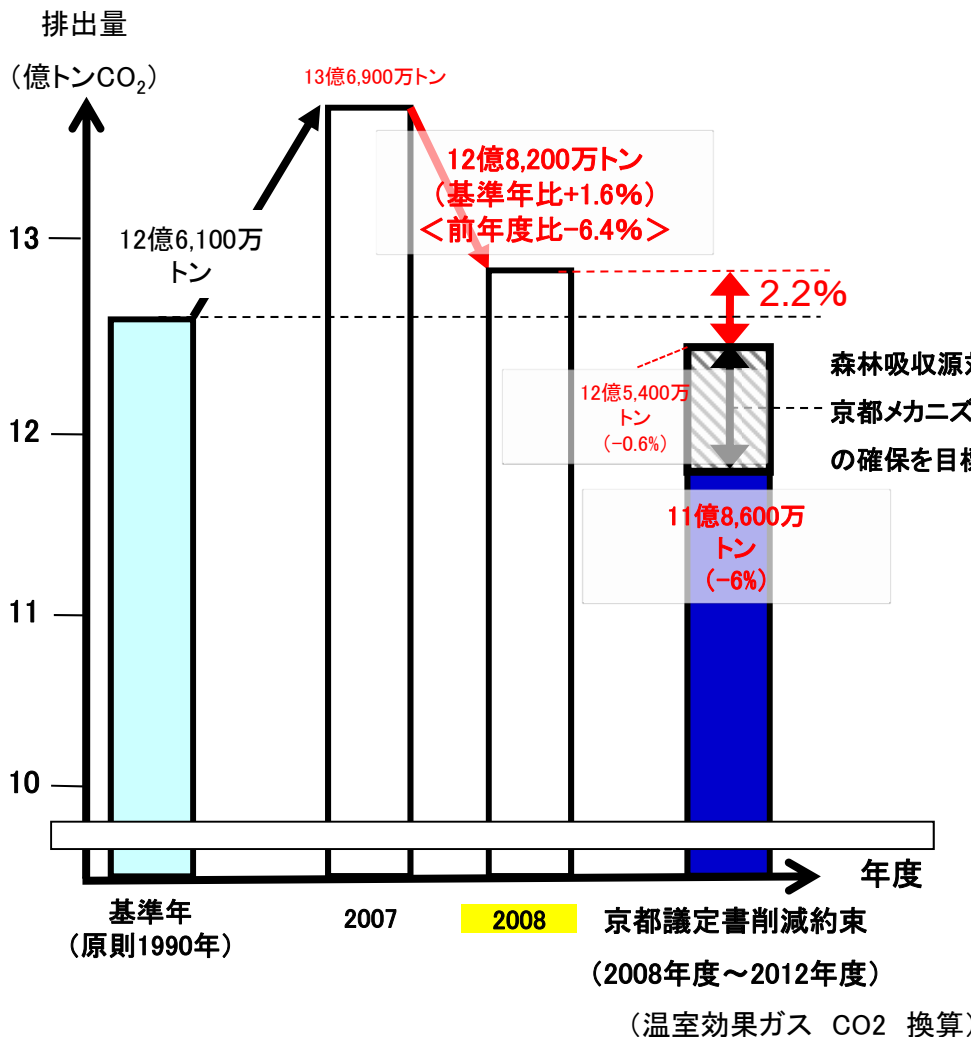
最近の環境政策の動向

1. 日本の温室効果ガス排出量(2008確定値)について
2. 国土交通省の地球温暖化対策(中長期目標の達成に向けて)

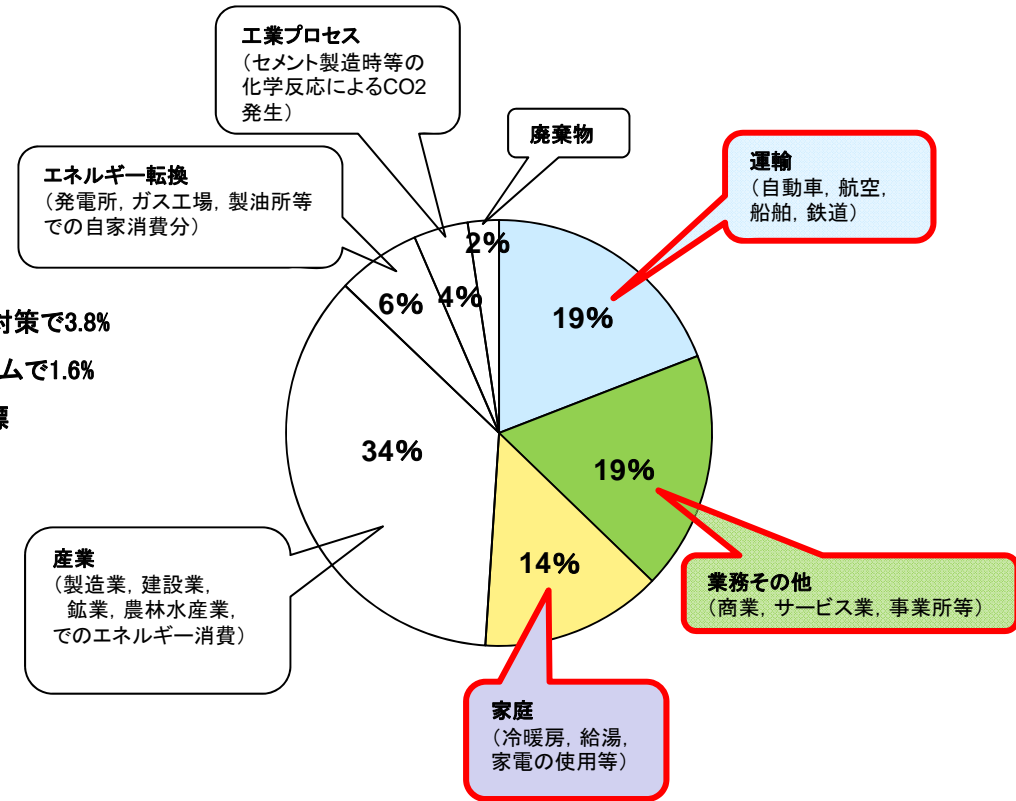
総合政策局 環境政策課
平成22年6月25日

1. 日本の温室効果ガス排出量(2008確定値)について

2008年度における我が国の排出量は、基準年から1.6%、**議定書約束(1990年比6%減)**から2.2%上回っている。



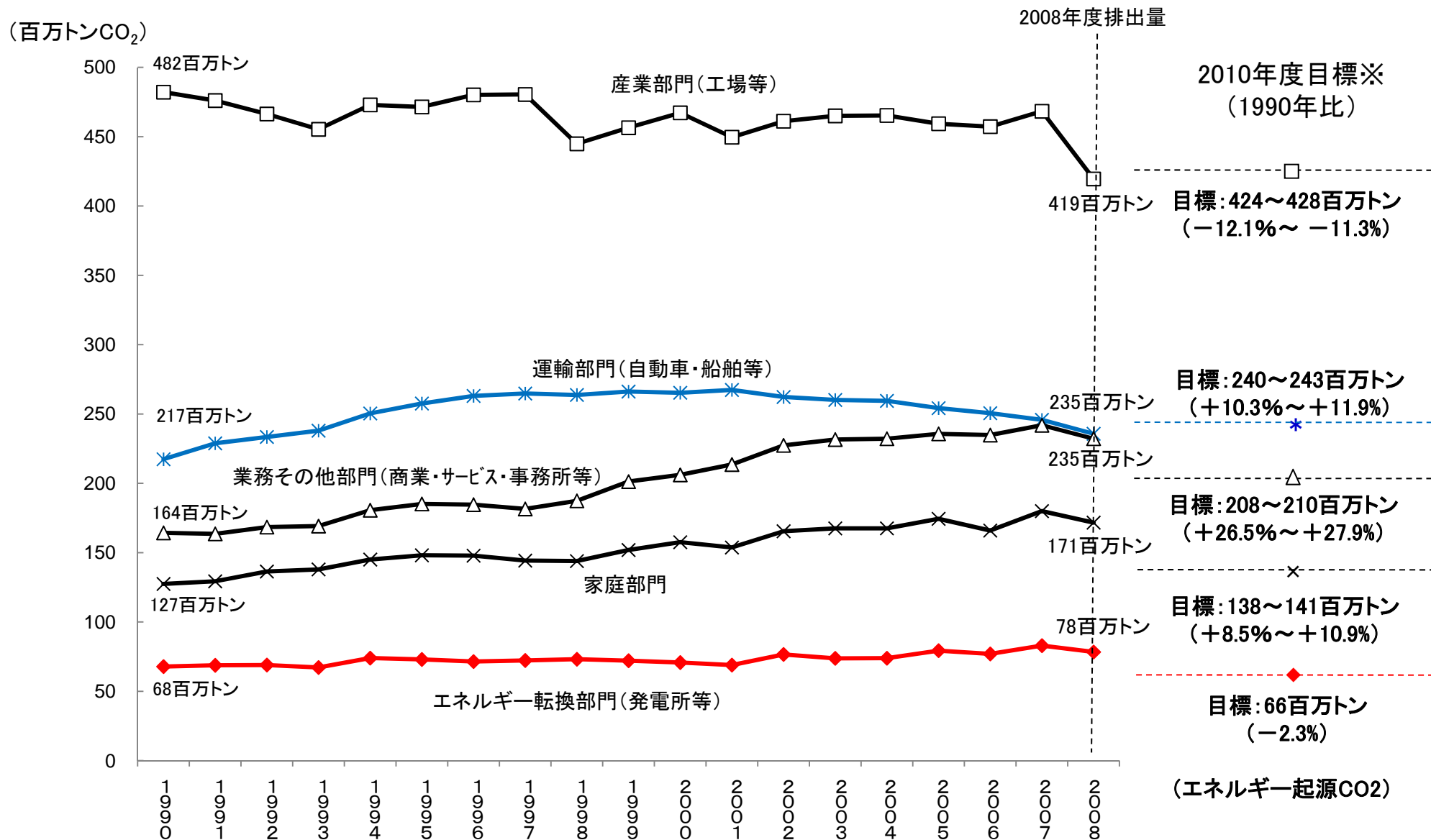
二酸化炭素排出量の部門別内訳



総量12億1,400万トン (CO₂)

(二酸化炭素排出量: エネルギー・非エネルギー含む)

温室効果ガス排出量(部門別)の推移と目標



※2010年度目標値は京都議定書目標達成計画(2008年3月28日閣議決定) における対策上位ケースの数値

2. 国土交通省の地球温暖化対策(中長期目標の達成に向けて)

■ 運輸分野

自動車・道路交通対策

「自動車単体対策」

「走行形態の環境配慮化」

- ・2020年に向けた新たな乗用車燃費基準の策定
- ・環境対応車の普及に関する適切なインセンティブの確保
- ・次世代大型車(バス・トラック)の開発・実用化
- ・自動車基準の国際標準化
- ・エコドライブの普及促進等車の使い方の改善 等

「交通流対策」

- ・環状道路等幹線道路ネットワークの整備
- ・自転車利用環境の整備・ボトルネック踏切等の対策
- ・高度道路交通システム(ITS)の推進 等

環境負荷の小さい交通体系の構築

「物流の効率化」

- ・トラック輸送の効率化
- ・鉄道、海運へのモーダルシフト
- ・低炭素港湾づくりの推進
- ・グリーン物流パートナーシップ会議の拡充 等

「公共交通の利用促進等」

- ・鉄道新線の整備
- ・鉄道・バスの利用促進、バリアフリー化
- ・通勤交通グリーン化の推進 等

「鉄道・船舶・航空の エネルギー消費効率の向上」 「国際条約化の推進(船舶)」

■ 住宅・建築物分野

住宅・建築物の省エネ対策

「住宅・建築物の「まるごとエコ化」」

- ・住宅・建築物の省エネ化に向けた工程表の作成
- ・エコ住宅・エコビル普及促進のための支援
- ・省エネ性能の「見える化」、「ゼロエミッション化」
- ・大規模建築物に係る省エネ基準の強化 等

■ 都市分野

低炭素都市づくり(エコタウン)の推進

「集約型都市構造の実現」

「エネルギーの面的な利用の推進」

「下水処理場の再生可能エネルギー供給拠点化」

「都市緑化等の推進」

■ その他

「ハイブリッド建設機械等の普及」

「広域的圏域での低炭素社会づくりの推進」

新たな乗用車燃費基準の策定、環境対応車の開発・普及促進等の幅広い施策を総合的に推進することで地球温暖化対策に貢献するとともに、技術開発の促進による国際競争力強化及び基準の国際標準化による我が国企業の海外展開支援等を行うことで、経済成長を実現する。

統合的アプローチの推進

①燃費向上, ②(環境対応車)の普及, ③使い方の改善, ④燃料の低炭素化

→①～④の施策の総合的推進(=統合的アプローチの推進)により、自動車からのCO2削減を図る。

①燃費規制や研究開発支援等による新車燃費向上

○新しい乗用車燃費基準の策定

・技術的な検討に基づき、2020年に向けた新たな乗用車燃費基準を策定することで、メーカーに世界最高レベルの技術革新を促す。

○次世代大型車の開発・実用化

・環境性能を格段に向上させた次世代大型車(バス・トラック)の開発、実用化を推進する。



<IPS(非接触給電)ハイブリッドバス>

○超小型電動車両の指針整備等

・まちづくりと連携した利便性の高い超小型車両に求められる走行・安全性能の指針等を検討する。



<超小型電動車両イメージ>

②インセンティブや環境整備による国内外への環境対応車の普及の後押し

○環境対応車の普及に関する適切なインセンティブの確保

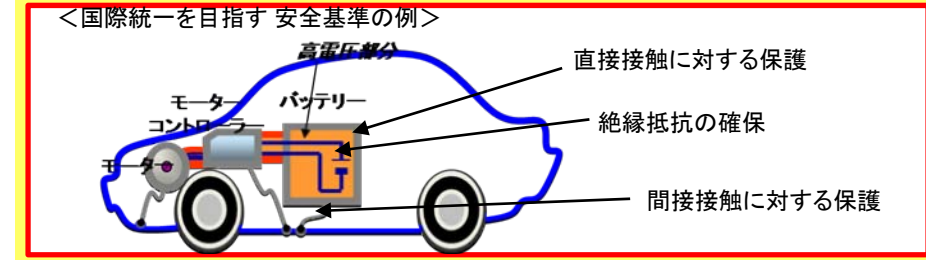
・税制(グリーン税制等)・補助金(低公害車普及促進対策)により、環境対応車の普及を促進する。

○電気自動車等を活用したまちづくりの推進

・充電施設の適切な設置・配置等に関する技術基準を策定する。
・地方自治体等による充電施設整備を支援する。

○自動車基準の国際標準化

・国際的に統一された乗用車燃費測定方法策定に向けた作業を行う。
・電気自動車の安全性等に関する国際統一基準を策定する。



③車の使い方の改善等

○エコドライブ支援機器(EMS)の普及支援

○運送事業者のCO2削減努力評価手法等の確立

④燃料改善に向けた取り組み

○E10対応車の技術基準等の整備

・排出ガス、誤給油防止対策に係るE10対応の技術基準等を整備する。

モーダルシフト等による物流のグリーン化により、物流部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。

輸送の効率化

○効率的な貨物輸送の推進（輸送距離の削減等）

- ・物流総合効率化法（物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化の推進）
- ・グリーン物流パートナーシップ会議（荷主と物流事業者の協働による自主的なCO₂削減取組の促進、モーダルシフト等の推進に向けたアクションプランの作成）
- ・物流連携効率化推進事業（多様な関係者の連携による物流効率化の取組を支援）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
（荷主、輸送事業者に対し、エネルギーの使用に係る原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させる努力義務）



物流業務の総合化及び効率化

鉄道・海運へのモーダルシフト

○環境負荷の小さい輸送モードへの転換

- ・鉄道貨物へのモーダルシフト（北九州・福岡間及び隅田川駅の輸送力増強事業）
- ・災害等による鉄道輸送障害の代替手段の確保
- ・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進
- ・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策
（複合一貫輸送ターミナルの整備、港湾における温室効果ガス排出削減計画策定の推進）
- ・物流総合効率化法【再掲】、グリーン物流パートナーシップ会議【再掲】、
物流連携効率化推進事業【再掲】、エネルギーの使用の合理化に関する法律【再掲】



鉄道貨物へのモーダルシフト



フェリー・内航海運の競争力強化



港湾における対策

貨物の積載効率の向上

○トラック輸送の効率化の推進（自営転換、車両の大型化、共同輸配送等）

- ・物流総合効率化法【再掲】、グリーン物流パートナーシップ会議【再掲】、
物流連携効率化推進事業【再掲】、エネルギーの使用の合理化に関する法律【再掲】



トラック輸送の効率化

エネルギー効率等の向上

- ・エコドライブ等のエネルギー効率の向上
- ・環境負荷低減に資するトラック、機関車、船舶の普及促進
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律【再掲】

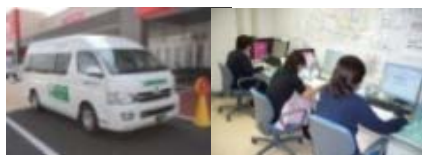
公共交通の利用促進

公共交通機関の利用者利便の向上や通勤交通グリーン化により、環境負荷の小さな鉄道・バスなどの公共交通機関の利用を促進する。

鉄道等新線の整備、既存鉄道・バス等の利用促進

地域公共交通の活性化・再生

鉄道、バス・タクシー、旅客船、航空機等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進。



デマンドバス デマンド受付センター

鉄道新線の整備

都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために、地下鉄の新線整備等による速達性向上、都市鉄道の利便性向上を推進。

- ・名古屋市6号線（平成22年度開業予定）
- ・仙台市東西線（平成27年度開業予定）
- ・相鉄・JR直通線（平成26年度完成予定）
- ・相鉄・東急直通線（平成30年度完成予定）



地下鉄整備例
：東京メトロ副都心線

鉄道駅のバリアフリー化の推進

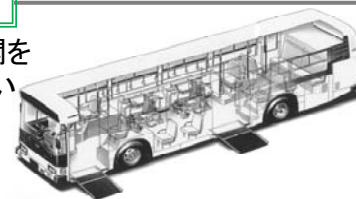
既存鉄道駅において、エレベーター等の設置による段差の解消や障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を推進。



ノンステップバス等の導入促進

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用しやすくするため、利便性の高いノンステップバス等の導入を促進。

〔全国で13,822台導入済み〕
（平成21年3月末時点）



地方バス路線維持対策

輸送人員の減少等によりその維持が困難となっている地域の生活交通路線の維持を図る。

パーク&ライドの推進

都市の外縁部で車から公共交通機関への乗り換えを促進するため、乗り換え地点での駐車場整備や公共交通機関の整備等を推進。

バス・路面電車等の走行空間の改善

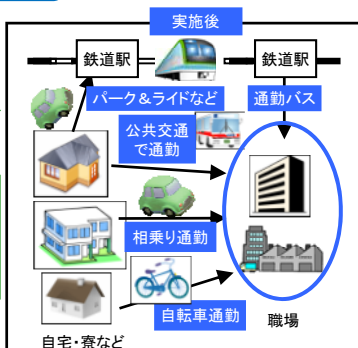
道路におけるバスレーンの設置や路面電車等の走行路面、停留所等の整備を推進。

通勤交通グリーン化の推進



「通勤交通グリーン化」

事業所主体の取り組み
従業員への働きかけ
電車・バスの情報提供
通勤制度の見直し
通勤バス導入 等



通勤交通グリーン化

通勤交通グリーン化に対する支援を拡充。

エコ通勤優良事業所認証制度

公共交通利用推進等マネジメント協議会（国交省、環境省、経産省、交通事業者、経済団体、学識者等）により、エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証し、登録。

（平成22年5月末現在、217事業所が登録）

平成21年6月創設



エコ通勤優良事業所認証
国土交通省・環境省・経産省・学識者等による認証

環境に優しい住宅・建築物の整備

住宅・建築物の断熱性向上のみならず、設備やエネルギー制御システムも含む住宅・建築物の省エネ化を推進。また、新築の住宅・建築物の100%を省エネ化し、省エネ化されたストックを大幅に増加させるとともに、住宅・建築物のゼロ・エミッション化を進め、「まるごとエコ化」により「家庭部門」(住宅)及び「業務その他部門」(ビル)の双方において、CO2削減を実現する。

施策の内容

住宅・建築物の省エネ化に向けた工程表の作成

- ・チャレンジ25の実現に向け、既存建築物の省エネ化を含めた、新築の住宅・建築物の100%省エネ化に向けた全体の取組方針を明確化した「工程表」の作成
- ・エコレベル等の診断・評価・表示やそれに関連するサービスの普及等

住宅・建築物の「まるごとエコ化」

- ・エコ住宅・エコビル普及促進のための支援
- ・省エネ性能の「見える化」、「ゼロエミッション化」等を通じた「まるごとエコ化」の推進
- ・大規模建築物に係る省エネ基準の強化

等

木造住宅・建築物の供給促進

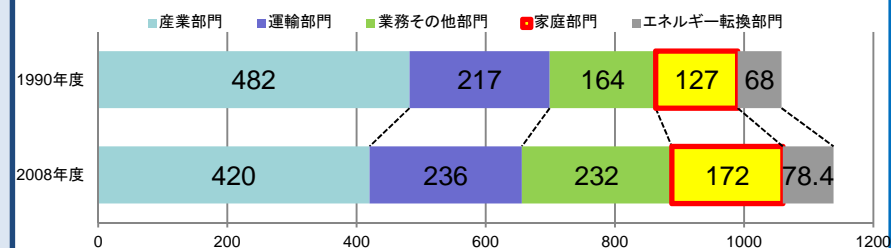
- ・木造展示住宅の建設、木造住宅における情報表示の支援
- ・木造住宅・建築物の型式の標準化
- ・公共建築物等における木材利用の促進

市街地環境改善に資する建替え促進のための運用改善

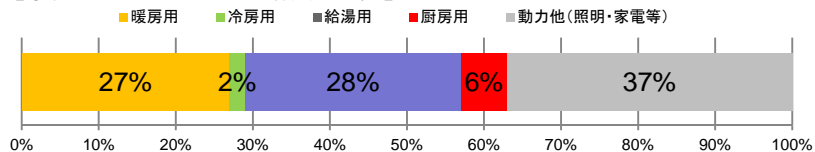
- ・街区の大型化による建替え促進のための総合設計制度の運用改善

等

【エネルギー起源CO2の部門別構成】

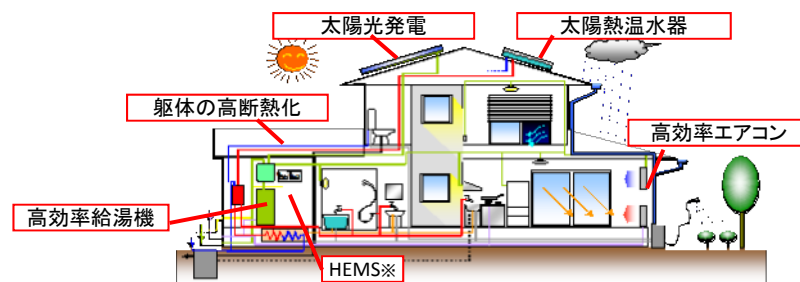


【家庭におけるエネルギー消費の内訳】



(資料) 環境省報道発表資料(2009.4.30)、京都議定書目標達成計画(2008.3.28)

【エコ住宅のイメージ】



※IT技術の活用により、人に代わって家電機器等の最適運転や照明のオン・オフ、更にはエネルギーの使用状況をリアルタイムで表示する等、家庭におけるエネルギー管理(省エネ行動)を支援するシステム。

これまで各部門においてCO2削減に向けた取組が行われてきたところであるが、削減の効果を一層高めるためには、都市構造全体を見据えた総合的な取組が必要。

このため、「低炭素都市づくりガイドライン」の策定・普及促進を図るとともに、都市整備の推進、民間活動の規制・誘導などの手法を組み合わせ、低炭素型都市構造を目指した都市づくりを総合的に推進。

「低炭素都市づくりガイドライン」の策定・普及促進

集約型都市構造の実現

- ・医療・福祉施設のまちなかへの誘導、まちなかへの住み替えの取組や助成への支援
- ・子供から高齢者まで利用しやすい地域交通システム（LRT、電気バス等）の導入 等

都市緑化等の推進

- ・都市公園等の緑の拠点の整備
- ・屋上緑化等による都市緑化の推進
- ・都市に残る貴重な緑地の保全
- ・緑地の保全、創出に関する普及啓発



・環境対応車を活用したまちづくりの推進

駅・停留所・バスターミナルを中心とした徒歩圏
停留所

清掃工場
下水処理場

都市部においてCO2排出量削減効果の高い取組を強力に推進

エネルギーの面的な利用の促進

- ・市街地整備と一体となった地域冷暖房をはじめとするエネルギーの面的な利用の促進

下水処理場の再生可能エネルギー供給拠点化

- ・バイオマス等の利用促進に向けた官民連携スキームの制度化
- ・B-DASHプロジェクト（下水汚泥の再生可能エネルギー化技術等の実証・国際標準化）

(参考) 地球温暖化対策基本法案の概要

《中長期目標》

- ◆ 温室効果ガス削減目標: 公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)。
- ◆ 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

《基本計画》

- ◆ 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

《基本的施策》

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- ◆ 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- ◆ 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- ◆ 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- ◆ 自動車等輸送部門、建築物等の省エネの促進
- ◆ 自発的な活動の促進
- ◆ 教育及び学習の振興
- ◆ 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- ◆ 国際的連携の確保、国際協力の推進

《地域づくり》

- ◆ 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- ◆ エコドライブ等による交通に係る排出抑制
- ◆ 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- ◆ 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- ◆ 革新的な技術開発の促進
- ◆ 機械器具・建築物等の省エネの促進
- ◆ 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- ◆ 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

- ◆ 原子力に係る施策

- ◆ 地球温暖化への適応

等

一 法案に盛り込まれた国交省関連の施策一

- (第17条) 省エネ機器(自動車等輸送部門、建築機械)の普及促進、省エネ住宅・建築物の促進
- (第18条) エコドライブ、道路交通円滑化、モーダルシフト等物流の効率化、公共交通の利用促進
- (第26条) 都市機能の集積(コンパクトシティ)
- (第27条) 緑地の保全、緑化の推進等(都市公園)
- (第28条) 地球温暖化適応策(高潮、洪水対策等)